

高梁・新見圏域救急医療体制推進協議会規約

(名称及び目的)

第1条 本会は、高梁・新見圏域救急医療体制推進協議会（以下「協議会」という。）と称し高梁・新見圏域における関係機関相互の密接な連携を通じて、救急医療体制の整備推進を図ることを目的とする。

(業 務)

第2条 協議会の業務は次のとおりとする。

- (1) 救急医療体制の整備促進に関すること。
- (2) 災害時の医療体制の検討及び救護班編成に関すること。
- (3) 災害時の救急医療訓練に関すること。
- (4) 救急医療に関する情報の収集と周知に関すること。
- (5) 小児救急医療の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体の代表者を委員として組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は任期満了後であっても、新たに委員が決定されるまでは、その職務を行うものとする。
- 3 委員の再任を妨げない。

(役 員)

第5条 協議会に会長1名、副会長3名置き、構成員の互選によって定める。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会は、会長がこれを召集する。

- 2 会議は構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(連絡会)

第7条 高梁・新見管内において、関係機関による連絡会を適宜開催することができる。

(経 理)

第8条 協議会の経費は委託費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度及び出納閉鎖)

第9条 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は備北保健所に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長がこれを定める。

附則

この規約は平成10年3月25日から適用する。

この規約は平成16年1月26日から適用する。

この規約は平成17年10月28日から適用する。

この規約は平成22年8月26日から適用する。

この規約は平成25年11月28日から適用する。

この規約は平成31年1月25日から適用する。

この規約は令和6年6月21日から適用する。

高梁・新見圏域救急医療体制推進協議会委員名簿

所 属（役職名）	備考
高梁医師会長	
新見医師会長	
高梁市長	
新見市長	
高梁警察署長	
新見警察署長	
高梁市消防本部消防長	
新見市消防本部消防長	
岡山県病院協会高梁支部長	
岡山県病院協会新見支部長	
高梁中央病院長	
大杉病院長	
成羽病院長	
新見中央病院長	
太田病院理事長	
渡辺病院長	
備北保健所長	